

## 令和6年度鉄道利用促進事業企画提案コンペ実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、令和6年度鉄道利用促進事業委託（以下「委託事業」という。）に係る令和6年度鉄道利用促進事業企画提案コンペ（以下「コンペ」という。）の実施に関して、必要な事項を定める。

### (業務委託の内容)

第2条 委託事業の内容は、別途定める「令和6年度鉄道利用促進事業企画提案コンペ募集要領」（以下「募集要領」という。）のとおりとする。

### (予算額)

第3条 委託金額については1,320,000円（消費税額及び地方消費税を含む）を上限とする。

### (募集期間)

第4条 協議会は、募集期間として、コンペの募集を開始した日から起算して10日以上の期間を設けるものとする。

### (審査会の設置)

第5条 令和6年度鉄道利用促進事業の委託事業者を企画提案コンペ方式により選定するに当たり、透明性及び公平性を確保して審査するため、令和6年度鉄道利用促進事業企画提案コンペ審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織及び運営方法については別に定める。

### (企画提案コンペ参加資格及び募集方法)

第6条 コンペの参加資格及び募集方法は、募集要領で定めたとおりとする。

### (企画提案に必要な書類等)

第7条 企画提案に必要な書類は、募集要領で定めたとおりとする。

### (審査基準及び審査方法)

第8条 契約相手方の特定に当たっての評価基準及び審査方法は、「令和6年度鉄道利用促進事業委託事業者選定に係る企画提案コンペ審査要領」のとおりとする。

### (事務局)

第9条 コンペの実施に係る事務局は、JR加古川線・神戸電鉄粟生線・北条鉄道利用促進協議会（兵庫県北播磨県民局 県民躍動室 地域振興課内）に置く。

### (その他)

第10条 参加者からの提出書類は返却しない。

2 コンペの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

3 この要領に定めるもののほか、コンペの実施に必要な事項は別に定める。

### 附則

この要領は、令和6年12月18日から施行する。